

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷二十三第

行發日一月六年六和昭

論叢

地方税に於ける貧者過重負擔傾向 . . . 法學博士 神戸 正雄
 經濟理論に於ける時間 . . . 文學博士 高田 保馬
 統計系列の基礎概念 . . . 經濟學士 蛭川 虎三

說苑

主觀價值説と貨幣價值論 . . . 經濟學士 柴田 敬
 大都市に於ける所得の集積と分散 . . . 經濟學士 武田長太郎
 米の生産と消費との連繫 . . . 經濟學士 谷口 吉彦

雜錄

大都市の土地の價格 . . . 經濟學博士 沙見 三郎
 農業の機械化 . . . 經濟學士 八木芳之助
 植民地に對する經濟活動の特質 . . . 經濟學士 金持 一郎
 都市公企業の財政的意味 . . . 經濟學士 大谷 政敬

法令

抵當證券法・重要産業統制法・勞働者災害扶助法・勞働者災害扶助責任保險法・米穀法中改正・
 自動車交通事業法

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題
 本誌第三十二卷總目錄

(禁轉載)

都市公企業の財政的

意味 (二・完)

大谷政敬

A 各國の都市公企業

一、獨逸の都市公企業 獨逸の都市公共團體の活動には自己固有の目的に對しての顧慮以外に、屢々財政的負擔の輕減を圖る爲めに收入を得るといふ望が添加される。この營利目的が前面に出るか、或は背後に退くかに従つて、その事業經營の法的性格を異にする。前者は行政法上の公營造物で、後者は商法の適用を受くる私的營造物即ち産業的企業 (gewerbliche Unternehmen) を意味することは言ふ迄もない¹⁾。其の經營形態は公營及び公私混合で行はれ、水道、瓦斯、電氣事業、市街軌道、高架及地下鐵道、倉庫、市場、貯蓄銀行、浴場、麥酒釀造等が數えられる。これ等の事業より生ずる益金にして、積立金及投下資本金の元利償還に充當し

1) Vgl. Most. Die deutsche Stadt und ihre Verwaltung. S. S. II.—13.

參照、關一博士「獨逸に於ける市營事業の概念」都市問題第七卷第二號八頁
2) 參照、關一博士「公益事業の公私共同經營に就て」及び「再び獨逸都市の公私共同經營に就て」大大阪、九及十號。小倉庫次氏「獨逸都市公益事業の新傾向」都市問題第六卷第三號一九〇頁

都市公企業の財政的意味

たる剰餘は、これを市の一般會計に繰入ること、して居る。¹⁾ 今其の實蹟の一例を示せば次の如くである。

獨逸都市公企業収入の一般經常費支辨高²⁾

都市	臨時費	經常費	經常費支辨財源				
			市有財產及收入 <small>手数料</small>	租稅	都市公企業收入	前年度繰越金	其他
Berlin	24.8	576.1	238.9	296.4	31.8	8.9	—
Köln	25.0	124.7	52.4	60.9	11.4	—	—
München	—	99.9	45.9	41.6	7.5	4.9	—
Dresden	—	85.3	38.4	33.7	8.7	4.4	—
Breslau	—	70.1	26.1	32.3	11.8	—	—
Frankfurta. M.	7.7	100.3	45.5	44.3	10.5	—	—
Düsseldorf.	2.6	61.9	20.9	33.2	7.8	—	—
Honnover	2.1	54.7	21.9	25.3	6.2	1.3	—
Nürnberg	16.2	43.5	15.4	23.8	4.3	—	—
Stuttgart,	11.6	50.9	20.1	27.4	3.2	—	0.2
Chemnitz	—	41.0	19.0	18.4	3.6	—	—
Dortmund	5.2	47.4	22.6	18.0	3.7	—	3.1
Magdeburg	—	40.6	14.9	20.0	5.9	0.1	—
Königsberg	—	36.2	13.8	19.2	2.1	1.2	—
Duisburg,	—	35.3	13.5	19.2	2.7	—	—
Stettein	2.5	28.3	11.3	14.7	2.1	0.2	—
Mannheim	—	41.1	15.0	18.8	1.5	5.9	—
Kiel,	2.5	26.4	10.4	12.3	2.3	—	1.3
Gelsenkirchen	0.3	20.5	7.9	10.6	0.6	—	1.4

(單位1,000,000 mark.)

第三十二卷 一〇四〇 第六號 一三六

都市公企業に對し傳統的に餘り好感を有つて居らない。其の理由は市政に與る人々が政黨化して居り、黨利、私利を遂ふに急にして公益を無視すること甚だしとするにありとせられて居る。市參事會は大都市中市を問はず佛國の津々浦々に於て、行政機關と言ふよりも寧ろ正しく政治的集會たる有様である。そして人が參事會員に選舉される資格は、其の人の能力に基くに非らずして、其の人が選舉民に對し市の事業を利用する事を約するといふことの如何に基いて居る。而して參事會員たらんとすることは、國會議員たる高き人爵に到達する踏臺となす野望に滿てる小市民群によりて求められて居る現狀である。多數の都市に於ける市參事會員の大多數は職人或は勞働者である。斯くの如くにして構成された市參事會は殆んど常に商工業の經營をなし行くに須要な資格を缺いて居る。亦市會が選任したる市吏員は熟達の人でなく疑問の餘地ある人が多い、概して都市公企業は、不經濟に行はれ、浪費が漸増の傾向にあり、且つ勝利を博した政黨の寄生虫

二、佛蘭西の都市公企業 佛蘭西に於ける輿論は、

1) 參照岡野文之助氏「獨逸に於ける都市財政組織」都市問題第六卷第三號一六九頁。關一博士、「市營事業の本質」都市問題第七卷第二號八頁。臘山政道教授「英獨二國に於ける收益主義の變遷」の節、都市問題第七卷第四號三六頁。
2) WL. Woytinsky, Die Welt in Zahlen. Bd. VI. 1927. S. 231.

を誘引する餌でもある。大規模の事業經營に就ての利害を親しく注意するといふ主腦者の確信を以て、不忠實、怠慢な吏員を罰し、或は解雇するといふ市長としては一人もない。國家は、都市行政に關してのこの不信用の爲めに、都市に公企業を許す權限に對し非常に警戒的であり、只だ都市公企業の經營を許容するに有利な特殊前提がある場合に限り其の經營を許す有様である(以上の叙述は下記の佛國市政學の泰斗の著書に據る。)

右の概説で窺はれる如く、佛國では都市公企業は微々たることを推測せしめる。筆者は種々苦心して統計を調べたが遺憾ながら都市公企業の統計は發見するを得なかつた。試みに巴里市の公企業統計を擧ぐれば下の如くである。

都市公企業の財政的意味

巴里に於ける 公 企 業	1925		1926		1927	
	收 入	支 出	收 入	支 出	收 入	支 出
(一般會計)	單 位 Fr 1,000,000					
上水及下水事業	186.8	67.4	187.2	122.2	227.2	220.8
運河事業	2.7	2.6	3.9	2.3	4.8	5.0
電燈事業	71.7	21.4	91.8	21.4	101.9	22.0
地下鐵道(首都)	42.5	30.3	91.8	46.1	93.1	87.0
Carrieres des Maréchaux	2.0	1.9	2.3	1.8	2.5	2.3
市營住宅	0.1	8.2	3.1	13.4	5.1	34.0
乘合自動車	7.5	6.9	8.0	7.2	8.3	8.7
合 計	313.3	138.7	388.1	214.4	442.9	379.8
(特別會計)						
地下鐵道	1.3	—	0.1	0.1	0.5	0.8

三、英國の都市公企業

英國地方團體の收入及支出 (Engaeni & Wajds)

收入項目	1913/4	1918/19	1919/20	1920/21	1921/22	1922/23	1923/24
	單 位 £ 1,000,000						
大藏省交付金	22.6	28.9	48.3	63.0	76.7	75.8	78.3
公益事業	8.7	9.7	10.7	11.5	12.6	14.9	15.0
水道事業	8.7	13.9	17.4	21.6	20.3	18.1	17.6
動力事業	5.4	10.7	13.7	17.9	17.7	18.3	19.0
市街鐵道	10.3	16.9	20.4	23.6	23.6	23.4	22.0
手数料及使用料	8.5	13.5	17.5	20.1	18.0	17.1	15.8
租稅	71.3	84.7	105.6	151.8	170.9	157.3	143.3
地代利子財產賣却金 u. Verschied. andere Eingänge	13.8	16.5	24.2	31.6	34.6	36.2	38.3
公 債	20.0	4.3	24.2	116.1	127.4	61.1	46.5
合 計	169.3	199.2	282.2	457.2	501.8	422.2	396.0

- 1) H. Berthélemy, Les Industries Communales en France. pp.1—2. (Gemeindebetriebe in Frankreich und England. Der Gemeindebetrieqe 3 Bd. 4. Teil. im Auftrag des Vereins für Sociatpalitik von Fuchs.)
- 2) W.L. W. Woytinsky, Die Welt in Zahlen Bd. VI. 1927. S. 252.
- 3) W.L. Woytinsky, Welt in Zahlen, Bd. VI. 1927. S. 238u. S. 239.

支出項目	1913/14		1920/21		1921/22		1922/23		1923/24	
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
單位 £ 1,000,000										
教育費	26.3	2.2	59.9	0.7	62.1	1.0	59.7	0.5	57.9	0.5
義務教育	5.5	0.7	14.0	1.2	15.7	0.8	15.1	0.3	14.4	0.4
高等書院	0.7	0.01	1.4	0.01	1.5	0.03	1.5	0.01	1.5	0.02
病院	2.4	0.2	8.1	0.8	8.1	0.6	7.0	0.3	6.3	6.2
病院長	4.3	0.5	8.7	0.2	8.7	0.3	8.2	0.2	8.1	0.2
救護者	12.3	0.6	25.3	0.2	34.8	0.3	35.7	0.4	32.5	0.5
救護者	0.6	0.7	4.3	52.2	10.2	81.7	14.6	29.6	16.3	11.3
地方	0.5	0.9	2.1	6.1	2.5	2.9	2.6	1.1	2.4	0.4
警察	7.7	0.08	20.8	0.09	21.3	0.09	18.9	0.01	18.8	0.01
港、船渠、運河、其他	7.8	1.6	17.7	3.6	16.4	2.6	15.3	1.9	14.3	2.0
築道、橋梁、渡船	16.5	3.2	39.1	3.9	42.1	6.6	40.8	9.2	41.9	8.3
市街	0.9	0.05	1.5	0.4	1.6	0.1	1.7	0.08	1.7	0.1
園、牧場、廣	1.6	0.5	3.5	0.5	3.9	0.9	3.5	1.1	3.8	1.3
路燈 (nichtöffentl.)	2.3	0.01	3.5	0.02	3.7	0.02	3.7	0.03	3.6	0.01
市街	5.2	1.9	17.9	8.4	17.4	11.5	16.0	9.3	17.6	8.5
運水	1.2	0.4	1.0	0.1	1.1	0.2	1.1	0.2	1.4	0.3
瓦市	5.2	1.9	8.7	2.3	8.9	3.5	8.1	4.6	8.3	4.8
其他	9.1	2.0	15.6	4.0	16.4	5.5	15.1	5.4	15.4	5.2
市街	8.5	0.9	21.7	1.9	20.8	2.9	16.8	2.0	16.8	1.2
其他	10.0	1.3	25.2	2.8	24.4	3.5	22.5	2.5	21.7	2.1
其他	17.6	1.6	43.1	5.0	43.4	3.6	38.9	3.0	38.6	2.7
合計	129.4	21.1	343.2	94.5	365.0	128.7	346.7	71.6	343.3	50.0

前掲の統計表によりて公企業が財政上に占むる大體の地位を知ることを得る（詳しく統計數字を求めには下記の統計書を参照されたい¹⁾）。而してこの公企業収益は租税負擔の軽減に充當されて居るところである²⁾、英國では減債基金 (Sinking Fund) の設定が各都市公企業會計には、法律上強制されて居ることは、他國の都市公企業に存せない特徴であり、並に水道事業に於ては近年概して収益は支出を償ふことを得ずして、租税收入より補足されて居ることは⁴⁾、英國の水道事業が、既に都市公企業としての本質を失ふて所謂純粹な市營事業に轉化せることを物語るものである。これを我國なり、米國の水道事業収入が、都市公企業收入中重要なものであつて、一杯の水にも利潤が盛られてあるのと對照すると感慨深きを覺ゆるのである。

四、米國の都市公企業 次に掲ぐる統計表の收支差額、即ち公益事業益金は、「永久的改良事業費 (for onlays) なる經費科目を迂廻して、一般行政的

1) Municipal year Book. 1930 pp. 833—885.
 Statistical Abstract for the United Kingdom, 1927. pp. 160—171.
 2) Municipal year Book. 1930. XXVII.
 3) Municipal Year Book. 1930. pp. 834—851.
 4) Municipal year Book. 1930. XXii.
 5) 都市問題第六卷第三號、一四四頁、小田忠夫氏「六大都市財政比較」
 同上 一六四頁、岡野文之助氏、「アメリカに於ける都市財政組織」

米國都市の公益事業收支表¹⁾

都市公企業の財政的意味

都市數	都市類別 (人口上)	收支	合計	水道係	電燈動力係	瓦斯事業	市場
14	I 50萬以上	+	148,814,743	81,477,992	19,455,322	—	2,082,830
		-	83,115,521	37,390,029	9,398,949	—	435,039
11	II 30萬—50萬	+	32,629,509	18,153,933	4,863,733	—	754,829
		-	18,882,726	10,229,759	2,689,747	—	435,039
63	III 10萬—30萬	+	61,960,683	44,135,441	7,233,664	6,435,944	598,680
		-	32,660,707	20,845,726	4,096,124	4,137,852	353,378
87	IV 5萬—10萬	+	29,077,192	21,218,946	4,939,160	527,330	327,721
		-	17,094,345	12,112,380	2,241,104	459,656	191,044
75	V 3萬—5萬	+	18,459,791	12,552,321	3,677,239	1,098,549	79,451
		-	10,417,641	6,192,303	2,151,661	874,189	39,121
250	總計	+	290,941,918	177,538,633	39,869,118	8,061,823	3,843,511
		-	162,470,940	86,770,197	20,577,585	5,471,697	2,261,483

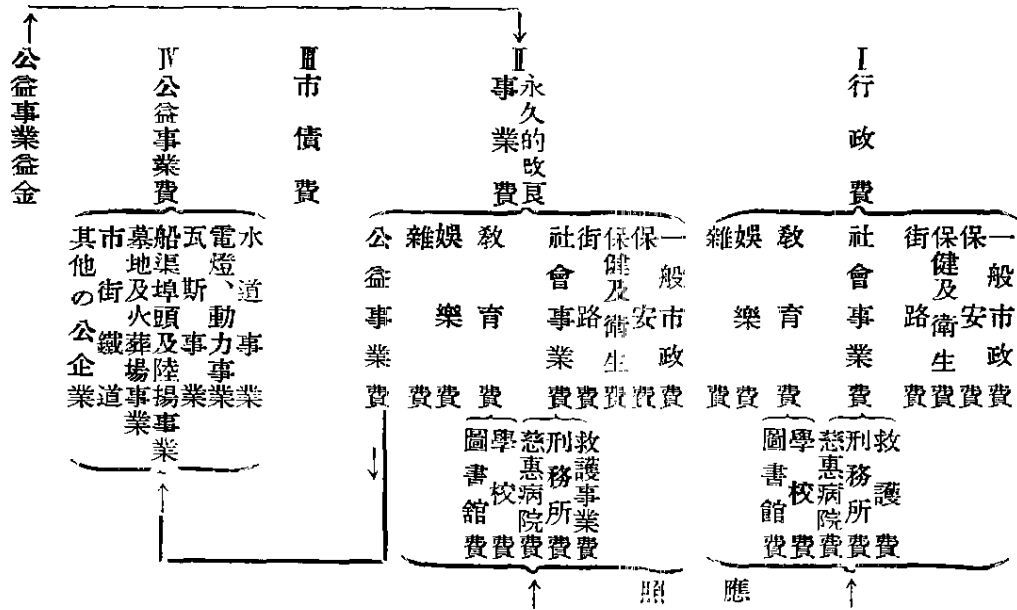
第三十二卷 一〇四三

第六號 一三九

Scales	船渠埠頭 及 陸揚	墓 及 火葬場	公會堂	Subways for pipes and wires	街市鐵道	其他の企業
10,733	10,422,249	217,970	447,572	501,921	28,984,414	5,213,740
3,630	800,327	171,439	76,752	—	4,476,033	—
2,425	1,138,602	151,102	33,496	—	7,531,389	—
3,630	800,327	171,439	76,752	—	4,476,033	—
15,516	1,973,521	651,094	262,940	18,681	115,660	519,542
24,989	1,676,296	825,749	477,578	2,229	91,965	428,821
26,450	783,684	577,675	122,386	42,384	—	811,456
29,132	680,566	708,038	153,454	4,481	—	514,490
11,892	58,067	437,120	17,752	5,026	374,045	148,329
18,276	89,633	528,888	22,128	676	389,815	110,951
67,016	14,376,123	2,034,961	884,146	568,012	37,005,508	6,693,067
87,551	6,554,809	2,549,649	1,228,492	56,048	29,234,477	7,678,952

1) Financial Statistic of Cities. 1927, p. 254. and p. 2. 342

經費及び公益事業改良費、の支辨に貢獻する。この永



久的改良事業費」は、米國都市財政に於ては經費科目の四大支柱の一を組立るもので、いまこれが大綱を示せば上の如くである。²⁾

五、我國に於ける都市公企業 我國に於ける都市公企業収入は、使用料及手数料として統計數字中に示されて居るが故に、先づこれが證素をなすことにする。云ふ迄も無く使用料及手数料は税外収入の一構成をなすものであるからして、いま税収入と税外収入の割合を見ると大體次の數字を計算し得る。⁴⁾

税収入と税外収入との割合

(大正元年乃至昭和二年度の平均割合)

地方國體別	税収入	税外収入	合計
道府縣	五七%	四三%	一〇〇%
市	一九%弱	八一%強	一〇〇%
町村	六一%弱	三九%強	一〇〇%

都市の税外収入中に於て使用料及手数料は、借金收入たる市債を除外すれば、大正二年以降昭和二年に至る迄、歴年首位を占め、最近では一億五千萬圓以上の収入を齎らす。⁵⁾ だが、この一億五千萬圓以上の使用料及手数料収入の中、一億二・三千万圓以上は所謂六大都市に屬することは留意すべきである。⁶⁾ 遮莫、前掲數字による平均的觀察で知り得ることは、我國都市財政の

1) Financial Statistics of Cities 1927. p. 29.
 2) Financial Statistics of Cities 1927. p. 29. & p. 173. p. 52 & p. 342. p. 342. p. 54 & p. 350. p. 54. & p. 358. Vgl. W. L. Woy tinshy. a. a. O. s. 272. 都市問題第六卷第三號一五八頁及一五九頁、岡野文之助氏「アメリカに於ける都市財政組織」
 3) 市制第一百十二條、第一百十三條 4) 昭和三年度地方財政概要二四頁參照
 5) 同上 三八頁 6) 昭和三年度、地方財政概要四二頁

主要財源が税外収入にあること、就中使用料及手数料が重大な役割を演じて居るのを了解し得るのである。次により具體的に問題を取扱ふために六大都市に就て検討しよう。

六大都市に於ける使用料及手数料収入は、他の税外収入(公債収入を除く)との比に於ては、五三%弱を示し、實に税外収入の大宗は使用料及手数料である。而して是等の重要収入を生み出す母胎の主なるものは、水道電氣瓦斯事業であることは、敢て統計を引證する迄もなき程に、人の普く知悉するところであらう。従て次には六大都市公企業益金の普通經濟(一般會計)との關係を調べることにする。

下掲の統計表は、公企業益金の普通經濟繰込歷程の一類型ではあるが、これにより理解し得ることは、曰く、公企業利益の中、尠なからざる金額をば、普通經濟の施設に依て得る代償といふ名目で、年々歳々賈いで居ること、そしてこの代償額決定の客觀的標準も、亦繰入後の支出明細も不明にしてあることである。こ

都市公企業の財政的意味

合計	名古屋市 (豫算) 8)	横濱市 (豫算) 7)	神戸市 (豫算) 6)	京都市 (決算) 5)	大阪市 (豫算) 4)	東京市 (豫算) 3)	六大都市
¥1,551,170	¥124,99400 (事務費へ)		¥434,73200	¥153,99100	¥675,46000	¥161,99300	水道事業 電氣軌道 電氣供給 乗合自動車 水利事業 瓦斯事業
¥3,872,672	¥99,38800 (事務費へ) ¥205,60000 (事務費へ)	¥64,04000	¥1,000,00000 (電氣事業)	¥225,65200	¥142,00000	¥2,135,99200	普通經濟への繰入額(昭和三年度)
¥704,361					¥593,80000 (電燈電力)	¥110,56100	主要都市公企業別
¥100,00000						¥100,000	
¥446,58900				¥446,58900			
¥5,00000		¥5,00000					
¥6,079,79200	¥429,98200	¥69,04000	¥1,434,73200	¥826,23200	¥1,411,26000	¥2,508,54600	各市合冊

- 1) 昭和三年度地方財政概要、四二頁
- 2) 昭和六年日本都市年鑑、三三八頁、三八〇頁、三九六頁、四二五頁、四九四頁
- 3) 第二十六回東京市統計年表一〇〇〇頁 4) 第十一回大阪市財政要覽三三頁
- 5) 昭和三年度京都市京都市歳入出決算書四五—四六頁
- 6) 昭和三年度神戸市各經濟歳入出豫算書、六頁
- 7) 昭和三年度横濱市歳入出豫算書、二〇頁
- 8) 昭和三年度名古屋市經濟歳入歳出豫算決議書、一八頁

れ、都市公企業益金が都市財政の寶箱であり、市當局者が該益金の減少に戦き、増加に腐心する所以の一面を了解し得るであろう。(註一)

(註一)公企業益金は普通經濟以外の經濟にも現實に繰入れられて居るところであるが(例へば、大阪市は電氣軌道營業費經濟より都市計畫事業費へ、何等の標準も示すことなく百四十萬圓近くを組入る事を昭和三年度豫算に計上す¹⁾かゝる組入は他都市でも、年中行事的慣習でもある)茲では立ち入らぬこととする。

以上の簡単な數字による論證にて明かなる如く、各國とも相當の都市公企業收入を擧げて居り、(但し佛國の都市公企業が振はざることば前述せり)其の益金は當該益金を齎らす公企業の經費に全部還元されることなく一般會計に組入れられて、積極的或は消極的に擔稅階級の輕減が歴然と或は暝々の裡に行はれて居るのを識り得るのである。この事態は都市行政の實權、國家行政の權力が擔稅階級の掌中にあることを想起せば何等不思議とするには當らないであろう。しからば私がこの節の甫めに掲げた都市公企業の財政的評價の觀點は果たして一言であるであろうか? 今やこれが吟味の必要に迫まられる。

B 都市公企業益金を一般經費に充當する可否

一般經費とは、云ふ迄もなく都市共同體の全體的厚生、即ち全體的に生産力促進に寄與する經費であり、そは純然たる租稅收入を以て支辨するが財政理論の要請である。(註二)

(註二)ワグナーの次の言葉の裡には、一般經費は租稅經費なる意を汲み取るに充分であろう。曰く「純財政的意味に於ける租稅とは次の様な賦課である、即ち國家其他の強制經濟團體(地方自治團體)の一般的經費を支辨する爲めに、主權或は國家の財政權に基いて(直接的な國權又は派生的國家權力に基いて)國家公共團體の全體施設に對する一般的報償の趣旨で一般的の原則及標準に照應して、一方的に定むるところの方法と額に於て、個人經濟(個人)より強制的寄與として徴收される賦課である」と。

其れ故に都市財政に於ける普通經濟に屬する一般經費科目は、租稅的經費の配列にありと言ひ得るにも不拘公企業益金をば普通經濟に繰入れて可なりと論ずる説を往々見るのである。そこでこの説が支持し得るものであるか否かを考察して、反面私しの所謂財政的觀點を根據付けることとする。

一、使用料は消費稅を含まずとの説²⁾ 我國地方財

1) 第十一回大阪市財政要覽四七頁

2) S. A. Wagner, Finanzwissenschaft. (Theorie der Bstenerung.) S. 210.

3) 田中廣太郎氏著、地方財政經濟學全集第二十卷六一三頁、乃至六一五頁及社會經濟體系第十一卷一四七頁乃至一四八頁

政の白眉、田中廣太郎氏に従へば使用料とは公企業より生ずる収入である。凡そ使用料を生み出す公企業には二種類がある。一は専ら共同福利の増進の爲めに設置し經營する施設であるが、其の所要費用を一般の負擔と爲すよりも利用者に對して報償的に幾分の提供をさすのが、一般的に又は特定の場合に正義なりと考へらる、種類の企業である。上水道學校病院圖書館の如き是である。他は共同の福利の爲めに設くる施設であるが同時に公共經濟團體の財政上の手段獲得の爲めにも利用し得るやうな種類の企業である。電車電燈軌道瓦斯事業の如きは即是である。とし、而して第二の種類の公企業の利用者に要求する反對給付の額を走むるに當り一般經濟市場に於て普通と認め得る程度の企業利得を計算の中に入れたからとてそれは使用料が正常價格を以て定められたことになるに止まり決して消費税を包含せしめたことにはならない。蓋し消費税は正常價格の上に更に加へられたる或物である、價格が利潤を含むだ生産費と合致して居る場合は價格は正常の

都市公企業の財政的意味

ものである、公企業の使用料が正常價格の程度に於て定められたときは消費稅的分子を含むであると謂ふを得ないから、斯くして公企業から収益を得て、之を一般地方經濟に使用したからとて地方稅に消費稅を設けて地方財政を援けたといふ結果にはならないのである。……………故に電車軌道、電燈瓦斯の如き公企業の使用料は之に投じたる固定資本の利子、其の減價償却勞銀其他經營上必要な費用を其の時期に於ける一般程度の利潤とを計算の中に加へて之を定め、以て収益を擧げたときは之を一般經費の補足になし地方負擔の輕減に資するも差支ないと信ずる。……………と、

以上で事柄を理解し易からしむる爲めに公式化すると次の如くなるであらう。

$$\text{生産費} = (\text{固定資本ノ利子}) + (\text{固定資本ノ減價償却}) + (\text{勞銀}) + (\text{總管費})$$

$$X = \text{消費稅トナル}$$

$$(\text{生産費}) + (\text{其ノ時期ノ一般程度ノ利潤}) = \text{正常價格}$$

$$(\text{田中氏ノ所謂第二種公企業ノ使用料額})$$

$$(\text{正常價格}) + X = \text{販賣價格(販賣價格ナル文字ノ筆者ガ附ス)}$$

氏の言はれる第一の種類の公企業が、果たして公企

業なるや、筆者の所謂純粹市營業なるやに就ては疑問の餘地ありと考ふるのであるが茲では取扱ぬこと、し、専ら第二の種類の公企業を問題とする。若し當該公企業の利用過程より考察する時は、論者の仰せの如く利用者に消費稅的負擔を課せらるゝことは無いのは明かであり。かゝる意味の負擔を利用者が免れることは公企業が私企業に對して有する特異な點の一つでもある。然しながら、そうであるからと言つて、該益金を以て「一般經費の補足になし地方負擔の輕減に資するも差支ない」といふ論理は出て來ないと考へる。何んとなれば、利用の成果、即ち收益、の處分の方面から考察すると、若しかゝる收益をば一般經費換言せば本來租稅によりて支辨さるべき性質の經費(例へば道路費、義務教育費、救護費、社會事業費等々)の補足に當てる事は、公企業の利用者階級の負擔に於て擔稅階級の負擔輕減となるからである、この意味に於て、公企業益金を一般經費の補足に當てることは消費稅的な負擔を利用者階級に招かずと云ひ得るであらうか、これセ

リグマン氏の所謂變裝したる租稅でなくてなんであらう。¹⁾ 余は、かゝる階級性の立言には、財政論上遺憾ながら賛意を表するを得ないのである。

二、モスト氏の説 都市行政學、都市政策の著者モスト氏は、「都市公企業より剩餘金が得られた際にはこの剩餘金を以て個人を富ますことに使用してはならない、その金は租稅負擔者の負擔を輕減する爲めに使用するか、或は種々の社會政策的施設をなすことに使用して、全體に役立つべきである。」²⁾ (租稅負擔者の輕減に充てることは全體に役立つものにあらざることは今、前述せる所なる故、茲では社會政策的施設への益金還元を問題とする。) この社會政策的施設への益金充當を主張する者には、獨逸社會民主黨の代言者リンデマン氏もある。³⁾ 果たしてモスト氏の立論は許容さるべきか如何か、
通常社會政策なる語は社會的平和に直接貢獻する公共團體の活動と考へられて居るのであるが、吾人は是の日常思考概念の規定より都市社會政策の課題を明かにすることから考察を進めん。先づ右の命題の反面に於て立言されて居ることは、社會には平和ならざる社

1) Seligmann, Essays in Taxation. p. 3.
2) Most, Die deutsche Stadt und ihre Verwaltung, SS. 39 40.
3) Lindeman, Vgl. Sozialdemokratische Gemeindepolitik Heftb. Die Städtische Regie S. 35. (參照山政道教授、論文都市問題七卷四號三九頁一四〇頁)
4) Most, a. a. O. s. 8.2

會現象が存在することである。是の平和ならざる社會現象の諸原因に於て、經濟的不均等は其の主たるものなることは、萬人の一致するところである。しからば經濟的不均等は何故生ずるかといふに、それは、生産力と經濟組織との矛盾より起るは云ふを俟たない。從て都市社會政策の課題は、都市なる共同社會構成員の經濟的不均等をば生産力發展の見地より調整し、斯くて公共に役立つと共に個人の福祉にも寄與するにありとするにある。斯様な意味の都市社會政策は遠き過去にも存在し、且つ將來と雖も引續き存在するであらうけれども、社會の生活意識に於て初めて問題となるに至つたのは、機械と資本の擡頭時代にありしは勿論である。いま、右の如き課題を有する都市の社會政策的施設が都市政府により行はれる場合、其の經費はむしろ組織により利益を享受する者の負擔に於てなすが當然であらう。(經濟組織によりて享る利益は各個人の富により客觀化されて居る。)併し社會政策的施設は、前述せるところで了解される如く、生産力と經濟組織の矛盾より生れ、當該都市公企業の利用者は却つて其矛盾の犠牲者に他ならないのである。しかりとすれば、社會政策的施設の經費を都市公企業の利用者階級より得たる益金で充當することは、とりも直さず都市全體に役立つ

都市公企業の財政的意味

とするモスト氏の立論は支持し難く、只だ擔稅階級の負擔を輕減する爲めに使用する場合に比し、社會政策的意義大なりと云ふを得るに止まる。

理論の指示するところ、右述の如しとするも、これ直地に實踐的價値ありやと反問されると、聊か躊躇せざるを得ない。現實は對立であり、矛盾である。事實は飛躍せずとすれば、都市公企業の益金は、經濟的不均等の現象が強く現出し、且つ愈々激化の可能性ある都市での、社會政策的施設の財源として將來益々利用されるであらう。蓋し斯くすることは、増稅其他の賦課金等々の手段によりて該施設の財源を需めるよりも都市行政の運用上、容易なる政策であり、他方、庶民階級の歡心を買ふに十分な裝をなすからである。

三、結 論

以上論ずるところにより、都市公企業益金が租稅經費の輕減、又は減稅財源として重きをなすことを、將又しかすることは、財政理論の要請と背反すること、を、指示得たりと考ふ。そして實踐的政策としては、該益金は社會政策的施設に充當される運命にあることをも示唆した。惟うに我國都市公企業の役割も、近き將來に於て社會政策的施設の財源へ寄與する方向に動くであらう。(六一—二一六)(完)